

過疎地域振興のための新法制定に関する意見書

過疎対策については、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業に取り組み、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかし、本県の過疎地域の人口は10年間で約5万人減少し、高齢化率も約30%に達しており、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、消滅の危機に瀕する集落も存するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

一方、過疎地域は、都市に対して食糧や水資源を供給し、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域としていやしの場を提供するなど、多面的・公益的機能を担ってきた。また、安心・安全に暮らせる地域として過疎地域が維持されることは、国土の保全につながり、ひいては都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を実施することが必要である。

このような中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を来年3月末に控え、自由民主党の過疎対策特別委員会が「新過疎法（仮称）制定の基本的考え方について」を7月3日に取りまとめたほか、民主党においても、政権公約には新法制定に関する記述はないものの、「過疎地域の振興は大事なことから、党内の体制を整えて検討を行う。」旨原口総務大臣が発言されるなど、今後、新法の制定に向けた議論が本格化していくものと見込まれているところである。

これまでの4次にわたる過疎対策に関する特別措置法は、すべて委員長提案による議員立法として提案され、全会一致で成立してきたが、これは、とりもなおさず、過疎対策が与野党の立場を超えた国家的課題として認識されていることを示すものである。

よって、国におかれては、現行過疎法失効後も、過疎地域の厳しい現状や意見を十分に踏まえ、ハード面のみならずソフト面にわたっても地域の実情に応じた振興策が展開できるよう、より充実した新法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月8日

熊 本 県 議 会 議 長 早 川 英 明

衆議院議長	横 路 孝 弘 様
参議院議長	江 田 五 月 様
内閣総理大臣	鳩 山 由 紀 夫 様
総 務 大 臣	原 口 一 博 様
財 務 大 臣	藤 井 裕 久 様
農林水産大臣	赤 松 広 隆 様
国土交通大臣	前 原 誠 司 様